

## 新たな行政改革指針の骨子案について

(仮称)第2次 小田原市行政改革指針の構成  
4部構成により、行政改革の基本的な考え方と改革の基本的な方向を示す。

### 第1部 本市における行財政改革の取り組みについて

#### 1 これまでの取り組み

#### 2 本市を取り巻く行財政運営の課題

- ①少子高齢化・人口減少社会の到来
- ②社会保障関係費の増加
- ③公共施設・社会インフラの老朽化
- ④厳しさを増す財政状況
- ⑤地域の安心・安全な生活を支える新たな社会基盤整備
- ⑥行政サービスの低下の懸念

#### 3 新たな行政改革の必要性

- ①持続可能な行財政運営の確立
  - ・将来的な収支不足に備え、持続可能な行財政運営の確立
  - ・効率的・効果的な実施方法等の見直しが必要
- ②市民ニーズに即応した行政サービスの「質」の向上
  - ・社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズへの対応
  - ・限られた資源を前提とした行政サービスのあり方（基礎的な行政サービス、必要性、水準等）
  - ・職員の資質向上と職員数等を踏まえた効率的・機動的な組織運営が必要
- ③市民との共創による行政運営の推進
  - ・市民・地域における関係性の再構築への対応
  - ・行政サービスのあり方の見直しとあわせ、自助、共助の促進の道筋を作り、改めて協働や新しい公共への理解を深めていく努力が必要

## 第2部 新たな行政改革の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 基本計画の目指す姿の実現 「将来を見据えた行財政運営の推進」

「おだわらTRYプラン」の着実な遂行のための取組を進めることとし、平成29年度からスタートする「おだわらTRYプラン後期基本計画」の実現を支える「持続可能な行財政運営の確立“量の改革”」と「市民ニーズに即応した行政サービスの確立“質の改革”」に取り組む。

- ・行政サービスが十分に確保された中で、市が担うべき役割と範囲が整理されていること
- ・必要なサービスや事業に対して必要な財源・人員が充てられる効率的な組織体制と仕組みが整備され、「将来に向けた価値ある投資」が可能な環境が整っていること

### 2 改革推進の視点

#### 持続可能な行財政基盤の確立

歳入の確保や歳出抑制、将来負担の抑制に資する取組を行うとともに、歳入に見合った歳出構造を構築し、平成〇〇年度以降の収支均衡が図られる財政基盤を確立する。

#### 市民ニーズに即応した行政運営の推進

市民の視点に立ったサービス提供体制を推進するとともに、市民とのコミュニケーションの充実に取組みます。

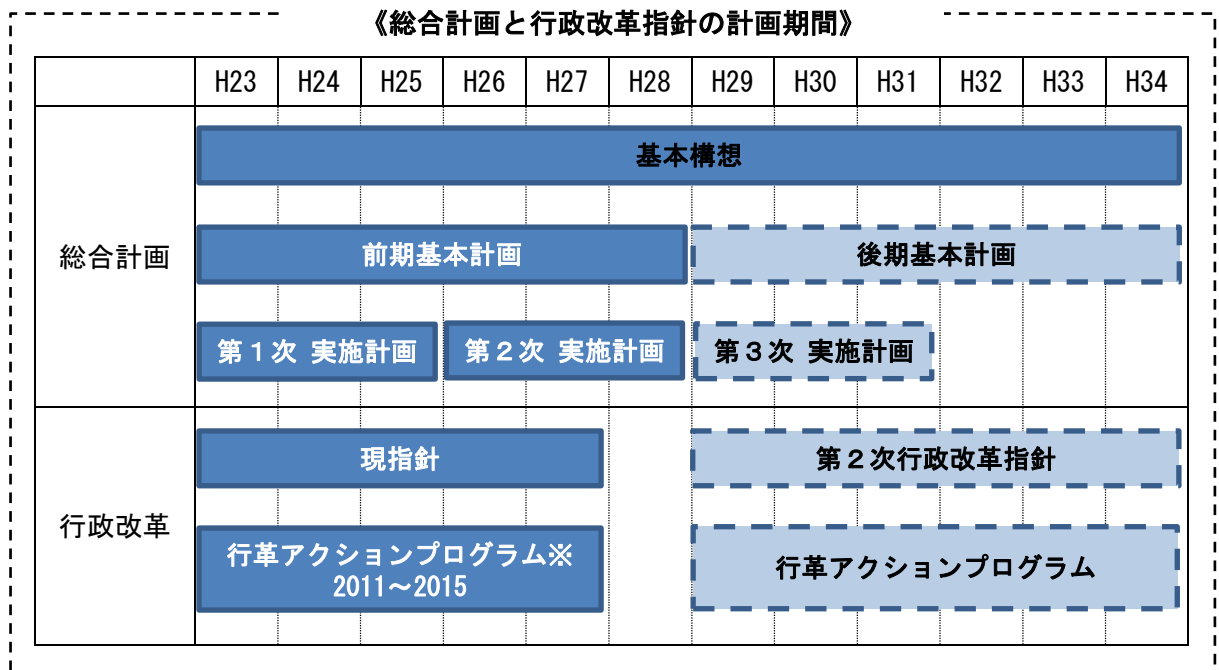
#### 市民との共創による行政運営の推進

## 第3部 行政改革の進め方

### 1 推進期間について

推進期間は、平成29年度から平成34年度までの6年間とする。

(おだわらTRYプラン 後期基本計画の計画期間と連動)



※「行革アクションプログラム」は、「小田原市行政改革指針」に基づいて各所管が実施する行財政改革の取組をまとめたもの。

#### 参 考

現在本市では、平成31年4月の中核市への移行を想定して検討を進めています。また、県西地域の中心市のあり方に関する南足柄市との協議を平成28年10月から開始いたします。

### 2 推進方法

主要な事項について、できる限り数値化や工程表を策定するなど、改革目標の明確化を図るとともに、進行管理を徹底します。(各事務事業に応じて適切な目標と取組年次を設定した取組計画として「行革アクションプログラム」を策定して取り組む。)

### 3 推進体制

- ①重点推進項目は、副市長を委員長とする行財政改善推進委員会に付議し、全庁的な推進を図る。
- ②市議会を始め、学識経験者等で組織される行政改革推進委員会の意見を適切に反映させる。

## 第4部 行財政改革の方向性について

(行財政改革を着実に実施するため、3つ視点に基づく取組項目)

### 1 持続可能な行財政基盤の確立

#### (1) 収入確保の取組

- ・歳入の根幹である市税等の収納率向上に向けた取組  
(納税意識の向上・納税機会の拡充・徴収体制の強化)
- ・受益者負担の適正化の観点からの使用料・手数料の見直し
- ・新たな財源の確保

#### (2) 歳出抑制の取組

- ・将来の財政負担を軽減するための公債費の抑制
- ・施設の管理運営方法の見直し(維持管理費等の節減)
- ・恒常的に支出されてきた補助金・交付金の見直し
- ・人件費等の抑制の取組
- ・外郭団体の見直し
- ・特定基金の有効活用

#### (3) 事務事業見直し

財源・人的資源を効果的・効率的に活用するため、施策の重点化や事務事業の見直しなど、真に必要な施策やサービスを安定的に提供できる「選択と集中」を徹底する

- ・事業の休廃止、見直し、類似・重複事業の整理・統合
- ・施策の重点化
- ・市有財産の有効活用

維持管理費の削減と平準化、施設の有効活用の観点から、施設の統廃合を視野に入れた適正化に向けた取組を進める。継続的な利用が見込める施設については、予防保全・長寿命化の推進等に取り組む。

#### (4) 社会保障費関係費の抑制

#### (5) 民間活力の導入

- ・業務の効率化や市民サービスの向上を図るため、民間の経営資源を活用した業務委託の推進や高齢者や地域コミュニティの活用を検討

## 2 市民ニーズに即応した行政運営の推進

- (1) 市民が利用しやすい市役所
  - ・利便性向上などハード面のサービス向上
  - ・ICTの活用促進
- (2) 公共インフラの整備
  - ・インフラ整備のあり方を検討
- (3) 組織体制の整備
  - ・事務事業の見直しと連動した業務量に見合った職員数の適正化と人員配置
  - ・地域の課題や市民ニーズ等に対応できる機動的な組織機構の見直し
  - ・市民が満足できる行政サービスを提供するため、職員の意識改革や資質向上に向けた各種研修
- (4) 市民ニーズの反映
  - ・広く市民の意見を聴く体制を維持し、市民とのコミュニケーションの充実と行政サービスの向上に取り組む。

## 3 市民との共創による行政運営の推進

- (1) 多様な主体との連携・協働の推進
  - ・地域住民の自発的・主体的な取組を支援
  - ・公共サービスにおける連携・協力と役割分担を見直す
- (2) 行政情報の市民との共有
  - ・市民への説明責任の観点から、市民の立場に立って必要な情報を分かりやすく提供する。

## 指針に基づく改善・改革の取組計画と重点推進項目について

### (1) 「行革アクションプログラム」

指針に掲げる視点に基づき事務事業の見直しを行い、改善・改革については、各事務事業に応じて適切な目標と取組年次を設定した取組計画として「行革アクションプログラム」を策定して取り組む。

### (2) 「重点推進項目」

次の取組項目を行革アクションプログラムの前期（平成29年度から平成31年度までの3年間を想定※）における重点推進項目として位置付け、成果目標を設定し、改善・改革に取り組みます。

※社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟かつ的確に対応できるよう、「重点推進項目」については、3年を目途に見直しを行うこととします。

- ▶ 重点推進項目1 事務事業の効率化
- ▶ 重点推進項目2 受益と負担の適正化
- ▶ 重点推進項目3 社会保障費関係費の抑制
- ▶ 重点推進項目4 市有財産の有効活用
- ▶ 重点推進項目・・・その他、行財政改善推進委員会で重点的に取り組む必要があると判断した項目を追加する